

平成23年11月第1回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成23年11月22日第1回互理町議会臨時会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	島田金一	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
震災復興推進課長	高橋伸幸	税務課長	日下初夫
町民生活課長	安喰和子	保健福祉課長	阿部清茂
産業観光課長		都市建設課長	古積敏男
兼わたり温泉鳥の海所長	東常太郎	会計管理者	齋藤良一
上下水道課長	作間行雄	会計課長	遠藤敏夫
教育長	岩城敏夫	学務課長	酒井庄市
生涯学習課長	佐々木利久	農業委員会事務局長	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	事務局班長	牛坂昌浩
書記	櫻井直規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定

- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議長の常任委員の辞任
- 日程第 9 議会運営委員の選任
- 日程第 10 互理町議会広報調査特別委員会委員の選任
- 日程第 11 常磐自動車道建設促進特別委員会の設置について
- 日程第 12 企業誘致支援特別委員会の設置について
- 日程第 13 大震災復興支援特別委員会の設置について
- 日程第 14 互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第 15 互理地区行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第 16 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 17 提出議案の説明
- 日程第 18 議案第 54号 監査委員の選任について
- 日程第 19 議案第 55号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 20 議案第 56号 平成23年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 21 報告第 7号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 22 報告第 8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 23 報告第 9号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 24 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開会

事務局長（丸子 司君） 議会事務局の丸子でございます。会議が始まる前に、議員各位及び傍聴される皆様にご連絡いたします。

本日の会議は、広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを許可しておりますので、ご了承願います。

もう1点、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

以上、連絡事項を終わります。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙で決まるまでの間、地方自治法107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の四宮規彦議員をご紹介します。

臨時議長（四宮規彦君） ただいま紹介されました四宮規彦です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

議会開会に先立ち、この際議員各位並びに当局者の自己紹介についてお諮りいたします。

このたびの選挙において、お互い当選の榮譽を担って議席を得たわけですが、初対面の方もございますのでここで行政区名、職業、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（四宮規彦君） ご異議ないようでございますので、それではただいまより自己紹介をすることにいたします。

まず私から、自己紹介をいたします。亘理地区の駅前西地区に住んでおります四宮規彦でございます。よろしく願いをいたします。

では、1番議員から順次お願いをいたします。どうぞ。

1 番（鈴木洋子君） 改めまして、おはようございます。

このたびみんなの党公認をいただきまして、この場に立たせていただきました新人の鈴木洋子でございます。行政区は野地です。これから、町民の皆様のパイプ役として一生懸命働きたいので、よろしく願いいたします。

臨時議長（四宮規彦君） 続いて、2番。

2 番（高野孝一君） 2番、高野孝一です。行政区は駅前東区、職業は洋服店経営です。

以上です。よろしく願いいたします。

臨時議長（四宮規彦君） 3番。

3 番（熊田芳子君） 3番、南町北地区熊田芳子です。よろしく願いいたします。

臨時議長（四宮規彦君） 4番。

4 番（佐藤 實君） 荒浜地区箱根田東の佐藤 實でございます。職業は土木建設業をやっております。よろしく願いします。

臨時議長（四宮規彦君） 5番。

5 番（佐藤正司君） おはようございます。5番の佐藤正司でございます。荒浜地区鳥屋崎でございます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（四宮規彦君） 順次お願いいたします。

6 番（安藤美重子君） おはようございます。南長瀬地区に住んでおります安藤美重子です。どうぞよろしくお願いいたします。

7 番（百井いと子君） 7番。行政区は逢隈十文字村でございます。職業は、学習塾をやっております。百井いと子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番（鈴木高行君） 8番、鈴木高行です。住んでいるところは浜吉田駅前、行政区は浜吉田西区です。特に職業はありません。今後ともよろしくお願いいたします。

9 番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭と申します。行政区は旭台、現在公明党の亘理南支部の副支部長を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

10番（渡邊健一君） おはようございます。10番の渡邊健一です。行政区は逢隈下郡でございます。職業は農業でございます。よろしくお願いいたします。

12番（高野 進君） 12番、祝田西でございます。通称七曲でございます。高野 進です。職業は、会社役員をやっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

13番（熊澤 勇君） おはようございます。吉田一本松の熊澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

14番（安細隆之君） おはようございます。逢隈地区上の町出身の安細隆之と申します。よろしくお願いいたします。

15番（島田金一君） 15番、島田金一です。行政区は荒浜4丁目、商店を所有しております。以上です。

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。柴町です。選挙で掲げた公約を実現するとともに、住民の皆さん、そして町長を初めとする役場の職員の皆さん、議員の皆さんと住民が主役の復旧・復興に取り組みますので、よろしくお願いいたします。以上です。

17番（小野一雄君） おはようございます。17番の小野一雄です。行政区は大畑浜北、現住所は今仮設住宅に、公共ゾーンに住んでおります。よろしくお願いいたします。

18番（佐藤アヤ君） 18番、佐藤アヤです。住んでいるところは鹿島区でございます。公明党から公認をいただいて、今回も全力で頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

いたします。

臨時議長（四宮規彦君） 続きまして、当局の自己紹介をお願いいたします。

まず、町長。

町長（齋藤邦男君） おはようございます。町長の齋藤でございます。よろしくお願
いいたします。行政区は桜小路西、役場の後ろの道路から徒歩で365歩でございます。
よろしくお願ひします。

臨時議長（四宮規彦君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） おはようございます。副町長の齋藤でございます。行政区は五日町
です。私もここで助役ということで、勤務しております。よろしくお願ひいたし
ます。

臨時議長（四宮規彦君） 続きまして、教育長。

教育長（岩城敏夫君） おはようございます。教育長の岩城敏夫と申します。もとの行政区
は吉田浜南でございますが、今北城東に住んでおります。よろしくお願ひしま
す。

臨時議長（四宮規彦君） これからは、事務局長よりご紹介を申し上げます。

事務局長（丸子 司君） それでは席次の順に、皆様から向かいまして右側2列目からご紹
介させていただきます。

震災復興推進課長、高橋伸幸。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） おはようございます。震災復興推進課長の高橋ござい
ます。私はことし6月から県の方から派遣されてまいっております。よろしくお
願ひします。

事務局長（丸子 司君） 企画財政課長、佐藤 浄。

企画財政課長（佐藤 浄君） 佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長（丸子 司君） 総務課長、佐藤仁志。

総務課長（佐藤 仁志君） おはようございます。佐藤仁志でございます。よろしくお願ひ
します。

事務局長（丸子 司君） 税務課長、日下初夫。

税務課長（日下初夫君） 日下でございます。よろしくお願ひします。

事務局長（丸子 司君） 学務課長、遠藤敏夫。

学務課長（遠藤敏夫君） 遠藤です。よろしくどうぞお願ひいたします。

事務局長（丸子 司君） 生涯学習課長、佐々木利久。

生涯学習課長（佐々木利久君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 会計課長、齋藤良一。

会計課長（齋藤良一君） 齋藤です。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 上下水道課長、作間行雄。

上下水道課長（作間行雄君） 作間でございます。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 都市建設課長、古積敏男。

都市建設課長（古積敏男君） 古積です。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 産業観光課長兼わたり温泉鳥の海所長、東 常太郎。

産業観光課長兼わたり温泉鳥の海所長（東 常太郎君） 東と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 町民生活課長、安喰和子。

町民生活課長（安喰和子君） 安喰です。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 保健福祉課長、阿部清茂。

保健福祉課長（阿部清茂君） 阿部です。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 農業委員会事務局長、酒井庄市。

農業委員会事務局長（酒井庄市君） 酒井です。よろしくお願いいたします。

事務局長（丸子 司君） 私、議会事務局長の丸子でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

臨時議長（四宮規彦君） それでは、ただいまより平成23年11月第1回互理町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、町長から発言の申し出がありますので、この際これを許可します。

町 長（齋藤邦男君） それでは、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日、ここに第1回互理町議会臨時会を新しく選ばれました議員各位をお迎えいたしまして開会する運びとなり、謹んでごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、このたびの互理町議会議員一般選挙におきまして、町民の衆望を担い、厳しい選挙に勝ち抜かれ、ご当選の荣誉に浴されました

ことに対し、心からお祝いを申し上げますとともに、本日ここに初議会を開会する運びになりましたことは、町政の推進、振興の上でまことにご同慶の至りにたえない次第であります。

議員各位におかれましては、これからの4年間は町民の選良といたしまして、本町の発展と3万4,300有余の町民の福祉増進、さらには東日本大震災からの復旧・復興のために確実なるご協力とご尽力を、そしてご指導を賜りますようお願いを申し上げます。私といたしましても、昨年の5月に亘理町長として3期目をスタートしておりますが、思いやりの心で力を合わせ「安全で安心できる豊かなまち亘理」、すなわち暮らしやすさNo.1を目指し、懇親の努力を傾けてまいる所存でございます。

ご案内のとおり、本年3月11日発生した東日本大震災は、これまでだれもが経験したことのない未曾有の災害であり、一瞬にして多くの人命と財産を奪い去られてしまいました。お亡くなりになられた方々に、深く弔意をあらわしますとともに、被災され方々にもお見舞いを申し上げるものでございます。

現段階での人的被害状況について申し上げたいと思います。町内で発見された遺体数が257人、そして亘理町の住民登録者の死亡者が301名、さらには行方不明者が3人、そういう中での負傷者が44名、そして救助者が2,796人となっております。また、浸水面積は約35平方キロメートルに及び、亘理町の全面積の47.8%が津波の影響を受けたところであります。

次に、住宅等の被害状況については、罹災証明交付件数で申し上げますと、家屋の全壊が2,465棟、大規模半壊が258棟、半壊が778棟、一部損壊が2,032棟となっており、被害総額は1,303億円となっております。

さらに、公共施設等の被害状況については、地震により役場本庁舎が使用不可能になったことを初め、津波による小中学校校舎、さらには体育館等々の浸水や、保育所、児童館等の児童福祉施設の建物が全壊したこと、そして消防ポンプ小屋の全半壊及び消防ポンプ車の流出などにより、被害額は約186億9,112万8,000円となっております。

産業関係の被害状況は、農業関係では農地、農業機械、イチゴ栽培関係合わせて被害額が1,541億6,938万1,000円となっております。漁業関係の被害状況は、漁協関係・漁船関係等合わせて216億1,000万円となっております。また、商工業関係

の被害状況は、建物・機械・車両等を合わせて104億8,320万円となっており、これらの産業関係の被害額合計で1,862億6,258万1,000円となったものであり、建物被害、公共施設等被害、産業関係被害合計で3,352億5,370万9,000円と報告を受けておりますが、なお漁船、商工、農業関係については引き続き調査中でありませ

次に、瓦れき撤去の状況であります。4月18日から津波被害による家屋等の撤去を開始し、現在までに1,331軒を終了し、津波以外の地震による家屋については8月1日から撤去を開始し、現在までに50軒を終了しております。また、建物の基礎の撤去についても7月29日から撤去を開始し、438軒を終了しております。なお、瓦れき撤去の第1次処理費として110億円、そして第2次処理費としては543億円が見込まれます。

また、仮設住宅の建設及び入居状況については、3月28日早々に建設を開始し、最終的には7月上旬に5カ所、すなわち館南、旧館、宮前、公共ゾーン、中央工業団地等に合わせまして1,226戸が完成いたしたところでございます。また、4月29日から館南仮設住宅を皮切りに入居が開始され、7月上旬には当初希望された1,018世帯、3,143人が入居完了いたしております。なお、夏場の暑さ対策としての網戸の設置を完了し、冬場の寒さ対策としての断熱壁の設置や畳の設置、あるいは電気カーペット等々の配付についても、現在取り組んでおるところでございます。

そのような中で、各施設、住宅区域に集会所を設置し、入居されている住民等の皆様のコミュニケーションづくりのお手伝いや各種支援の受け入れのため、緊急雇用創出事業を活用し、5月21日から各集会所に2人の臨時職員を配置しておりましたが、昨日すなわち11月21日からはより業務を充実させるため、各集会所に1名を増員し、3名体制で7カ所、合わせまして21名の臨時職員を雇用し、一層の仮設住宅入居者の支援充実に努めてまいりたいと思っております。

このような状況下において、私たち執行部といたしましても震災からの復旧・復興を目指し、厳しい情勢の中創意工夫を凝らしながら懇親の努力を傾注し、町勢の進展を図っておるところでございますが、議員各位におかれましても折に触れ町執行部側を叱咤激励いただき、ご指導賜れば幸いと存じます。

さて、亘理町の復興スケジュールについては、震災後の5月臨時会、6月定例

会、改選前の9月定例会におきましてその都度ご説明申し上げ、御理解をいただいておりますが、引き続き当選されました議員各位には既に具体的内容についてご承知いただいておりますが、新しく選任されました議員さんも数多くおりますので、この機会にさらにその対応を申し述べて議員各位のご理解を賜りたいと存じております。

まず、本町の震災から推進するため、6月1日に震災復興推進課を設置いたしております。本課には、宮城県から2名、東京都練馬区から2名、さらに阪神淡路大震災の経験を持っている自治体ということで兵庫県淡路市から1名の職員を派遣いただき、町職員4名の総員9名のスタッフでスタートしております。本課は、震災復興本部の運営、復興計画の策定及びその進行管理、復興会議の運営等を事務分掌として、第1回亘理町震災復興会議を6月22日に開催し、現在までに4回会議を開催いたしました。亘理町震災復興基本方針（案）や土地利用ゾーニング（案）などを議事として、各委員から貴重なご意見をちょうだいいたしました。なお、あす23日には第5回目の亘理町震災復興会議を開催し、亘理町震災復興計画最終案をお諮りすることとなっております。

また、4月中旬には第1回目の住民意向調査を実施し、津波被災地域住民の復興に向けて、職業別に住む場所の考え方を世帯ごとに調査させていただきました。さらに、10月末には被災された住民皆様の生活再建と亘理町の復旧・復興の計画づくりに生かすため、20歳以上の世帯全員に対し第2回目の調査を実施いたしました。なお、この調査につきましては、移転促進区域内世帯と区域外世帯に分けて実施いたしました。移転促進区域内世帯については荒浜、大畑浜、吉田浜地区ごとにわかりやすい資料を添付して実施したところであり、現在取りまとめを行っております。

次に、町民の皆様との意見交換会関係については、7月26日に荒浜地区、7月29日には吉田地区の住民の皆様と、震災復興基本方針案等に関する意見交換会を開催したところであります。8月5日から8月21日には、町内11会場で住民の皆様との意見交換会を実施するとともに、8月27日から9月2日までには産業団体4団体と、それぞれ意見交換会を実施いたし、貴重なご意見をちょうだいいたしましたところであります。さらに10月に入ってから、震災復興計画案策定のための住民説明会を10月16日、22日、それぞれ1日2回開催するとともに、11月4日には

亘理土地改良区、11月7日にはJAみやぎ亘理、11月8日には漁業協同組合、11月9日には亘理山元商工会、それぞれの役員の方々と復興計画案に対しての意見交換会を開催し、11月18日には亘理町全地区区長の方々との意見交換会を実施いたしました。

町では、震災被害からの一日も早い復旧・復興に向け取り組んでおり、去る5月5日に亘理町震災復興基本方針を決定いたしました。現在は、引き続き具体的な施策、事業を網羅した亘理町震災復興計画策定に向けて、国県等の関係機関との調整を進め、年内の決定を目指しております。今後、議会議員各位が12月2日に全員協議会を開催いただく予定としておりますので、その際詳しく震災復興計画案を説明させていただき、12月定例会に提案させていただきたいと思っておりますので、慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

私は、全町を挙げて震災からの復旧・復興に取り組みながら町民サービスの向上に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、このたびのご当選を心からお喜び申し上げますとともに、議員各位におかれましてはますますご健勝、ご活躍くださるようご祈念いたしまして、ごあいさついたします。議員の皆さん、まことにおめでとうございました。

臨時議長（四宮規彦君） 町長の発言が終わりました。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（四宮規彦君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（四宮規彦君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長選挙に先立ち、議長を志す議員の所信表明を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（四宮規彦君） 異議なしと認めます。

ただいまから、議長を志す議員の所信表明を行います。所信表明を行う議員は挙手願います。お一人でございますか。

では、最初に挙手なされました議席12番 高野 進議員の所信表明を行います。登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 町議会議員の高野 進でございます。

まず、今回の町議会選挙においてご当選されました議員各位に対し、まことにおめでとうございまして申し上げます。

さて、私高野 進が投票による議長選挙に立候補いたします。立候補に当たり、私の考え方を議員各位に申し述べます。発言は3分以内ということでございますので、急ぎ要点のみ四つ申し述べます。

一つ目、基本的な理念・考え方。二元代表制のもと、議会と町当局、執行部とも言いますが、その関係は一線を画して対峙する関係にあり、独立機関としての立場を堅持すべきであると考えます。

二つ目、議会の使命・役割は何か。簡単に2点。1点目、町の具体的政策の徹底であります。2点目、執行機関の行財政の運営や事業の実施などが適法・適正、そして公平・効率的にかつ民主的になされているか、批判・監視することであり。この際、批判・監視するということは、批評とか非難ではございません。住民の立場に立った批判・監視であります。

三つ目、議長の役割・責任とは何か。議会の活動を主催し、議会を代表するものであり、かつ議場の秩序を維持し、議事の整理、議会の事務を統治する権限イコール責任を有しております。例えば、対外的な代表権、裁決権、臨時議会招集請求権などがあります。これらをしっかりと踏まえ、職務を遂行する所存であります。

四つ目、その他になりますが、簡単に具体的に2点申し述べます。1点目、議員の発言権の保持・拡大であります。例えば、一般質問の内容等について、事務当

局の多大な介入は許しません。また、議案に対する賛成討論の発言内容分が町当局・執行部から渡されることがありますが、悪しき慣例はやめるべきだと私は思います。議員として矜持を保つことは当然ですが、町当局に対しこのようなことは厳にやめるように申し入れをいたします。

2点目、町当局からの議案書の提出についてであります。時間がないの理由で、会議数日前に議案書が提出されることが見受けられます。何日前までとルールどおりではありまじょうが、議員として議案書の精査、調査等をする時間が必要であります。前からわかっている議案については、早めの提出を求めます。先ほど申し述べましたように、議会は独立機関であります。したがって、場合によっては受け付け申し入れを拒否いたします。

概略のみ申し述べましたが、結びに議員各位とともにこれからの任期4年間は、町復興の土台をつくる重要な任務を果たさなければなりません。議会運営は、円滑・円満よりも活発を望みます。また、特に新議員の方には新人とは言わず、一日も早く即戦力として活躍されるよう期待いたします。

以上で、議長選立候補のあいさつといたしますが、議員各位の信念に基づいて投票されるようあわせてよろしくお願い申し上げ、結びといたします。

臨時議長（四宮規彦君） 次に、議席14番 安細隆之議員の所信表明を行います。登壇。

〔14番 安 細 隆 之 君 登壇〕

14番（安細隆之君） このたび、議長選挙に当たり立候補いたしました安細隆之でございます。

これまで、互理町議会は開かれた議会を目指し、休日議会や常任委員会の活動の充実強化を図るため各種団体との懇談会を開催するなど、議会改革に先進的な取り組みを行ってまいりました。

立候補に当たって、次の2点に重点を絞り立候補の決定をしたところであります。

第1点は、9月の議会で議決された互理町議会基本条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命・役割を明らかにした条例でもあります。また、町民の付託にこたえることにより、よりよい互理町のまちづくりを進めていく条例でもあります。それらの実践に向けた、町民より信頼され、期待される議会の活動の取り組みを果たしていく覚悟でございます。

第2点は、3月11日に発生した東日本大震災で亙理町の荒浜地区・吉田東部地区は壊滅的な状況で、多くのとうとい生命と貴重な財産を失いました。また、農業や水産業も生産基盤を失うなど未曾有の被害があり、地域の崩壊が危ぶまれている状態でございます。現在、復旧・復興に向けての復興計画案が決定されようとしていますが、決定されたならその実現に向け取り組むのはもちろんのこと、被災された方々の支援を含め、町民の声や議会としての考えを町当局に実現させるための積み上げを図るとともに、議会も心を一つに今まで以上のまちづくりができて上がるようその先頭に立ち、「安全で安心して暮らせる亙理町」「緑と光輝く田園都市亙理町」の実現のため、全力で頑張る覚悟でございます。

どうぞ、皆様のご支持をいただきますようお願いを申し上げます、立候補のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

臨時議長（四宮規彦君） 高野、安細両議員の所信表明が終わりました。

ほかに所信表明を行う議員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（四宮規彦君） なしと認めます。

以上で、議長選挙に係る所信表明を終了いたします。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

本会議場を閉鎖します。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

臨時議長（四宮規彦君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、選挙の立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席1番 鈴木洋子議員、及び議席6番 安藤美重子議員を指名いたします。よろしく願いします。

ここで、投票の用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙配付〕

臨時議長（四宮規彦君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（四宮規彦君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔書記 投票箱点検〕

臨時議長（四宮規彦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔局長 氏名点呼 投票〕

臨時議長（四宮規彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（四宮規彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

鈴木洋子議員、安藤美重子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

臨時議長（四宮規彦君） それでは、選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 17票、無効投票 1票。有効投票のうち安細隆之議員 14票、高野 進議員 3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票でございます。よって、安細隆之議員が議長に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

臨時議長（四宮規彦君） ただいま議長に当選されました安細隆之議員が本会議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました安細隆之議員を紹介いたします。

〔議長 安 細 隆 之 君 登壇 当選承諾あいさつ〕

議長（安細隆之君） ただいま議長の選出をいただきました安細隆之でございます。身の引き締まる思いがしております。

ただいま議長選に立候補した表明のとおり、議会が心をつにしながら町民の福祉の向上と、一日も早い亙理町の復興・復旧に全力で取り組んでいく覚悟でございます。今後ともよろしく願いをいたしまして、簡単ですがごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

臨時議長（四宮規彦君） これで臨時議長の職務は終わりました。

ご協力ありがとうございました。

議長、議長席の方へどうぞ。

〔臨時議長 退席、議長 議長席に着席〕

議長（安細隆之君） これからの議事は、既に配付してある議事日程に従って進めてまいります。

なお、説明員として出席通知のありました者の名簿をお手元に配付しておきましたから、ご了承お願いをいたします。

日程第3 副議長の選挙

議長（安細隆之君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

副議長選挙に先立ち、副議長を志す議員の所信表明を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

ただいまから、副議長を志す議員の所信表明を行います。所信表明を行う議員は挙手をお願いいたします。

佐藤 實議員の所信表明を行います。佐藤 實議員、登壇。

〔4番 佐藤 實 君 登壇〕

4番（佐藤 實君） 佐藤 實です。ただいま副議長に立候補いたしました。

私はこの大震災を受けて5度目の立候補をいたし、当選させていただきました。それをもとに、副議長として議長の補佐役、あわせてこの震災を町職員、行政機関と一体となり、議会も同時に町民の側に立ち、そしてその志をいろいろと町、執行部に申す役目を担わせていただくために脇役として、そして議員の皆様の議会のいろいろな活動しやすい場所づくり、環境づくり、そしてまた行政機関もいろいろな面で仕事のやりやすい、そして議会とともに歩む、その観点を見出すたに、私はここであえて立候補いたすわけでございますけれども、議員の皆さんのご協力を得て、そして副議長に当選させていただくことをお願い申し上げます。

て、はなはだ簡単ではございますが所信表明とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員の所信表明が終わりました。

ほかに所信表明を行う議員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） なしと認めます。

以上で副議長選挙に係る所信表明を終了いたします。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

本会議場を閉鎖します。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（安細隆之君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席2番 高野孝一議員、及び議席5番 佐藤正司議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（安細隆之君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記 投票箱点検〕

議長（安細隆之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（安細隆之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番 高野孝一議員、及び5番 佐藤正司議員、開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（安細隆之君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票、うち有効投票 16票、無効投票 2票です。有効投票のうち佐藤 實議員 15票、高野孝一議員 1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、佐藤 實議員が副議長に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（安細隆之君） ただいま副議長に当選されました佐藤 實議員が本会議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました佐藤 實議員を紹介いたします。副議長、登壇。

〔副議長 佐藤 實 君 登壇 当選承諾あいさつ〕

副議長（佐藤 實君） ただいま副議長に当選させていただきました佐藤 實でございます。

先ほど所信表明で述べましたとおり、議長を補佐し、互理町議会の発展と議会の活性化のために全力投球させていただきますので、今後ともご指導方よろしくお願いを申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時05分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議席の指定

議長（安細隆之君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

なお先例に従い、議長の議席を最終番、副議長の議席を最終2番としてお手元に配付いたしました議席表のとおり議席を指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番 鈴木洋子議員、2番 高野孝一議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第6、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第7 常任委員の選任

議長（安細隆之君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務常任委員には鈴木高行議員、渡邊健一議員、四宮規彦議員、高野進議員、佐藤アヤ議員、私安細隆之、以上の6名、産業建設常任委員には、高野孝一議員、小野一雄議員、安藤美重子議員、百井いと子議員、鈴木邦昭議員、熊澤勇議員、以上の6名、教育福祉常任委員には、鈴木洋子議員、熊田芳子議員、佐藤正司議員、島

田金一議員、鞠子幸則議員、佐藤 實議員、以上の6名をそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選お願いします。また、議会運営委員及び互理町議会広報調査特別委員をあわせて選出をお願いします。

委員会の招集場所は、総務常任委員会は議会事務局事務室、産業建設常任委員会は総務課北選挙用プレハブ東側、教育福祉常任委員会は同じく選挙用プレハブの西側においてお願いをいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後 1時02分 休憩

午後 1時21分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に佐藤アヤ議員、同じく副委員長に四宮規彦議員。

産業建設常任委員会委員長に小野一雄議員、同じく副委員長に高野孝一議員。

教育福祉常任委員会委員長に熊田芳子議員、同じく副委員長に佐藤正司議員。

以上のとおりそれぞれ選任されました。

日程第8 議長の常任委員の辞任

議長（安細隆之君） 日程第8、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

本件は一身上に関するものであり、地方自治法第117条の規定により除斥に該当するので、副議長と交代いたします。

〔議長 退場、副議長 議長席に着く〕

副議長（佐藤 實君） 議長と交代いたしました、引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

〔議長 議席に、議長 入場し議長席に着く〕

議長（安細隆之君） この際、議会運営委員及び広報調査特別委員選任のため、暫時休憩をいたします。

再開は、ベルをもってお知らせします。休憩。

午後 1時25分 休憩

午後 1時38分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議会運営委員の選任

議長（安細隆之君） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、佐藤アヤ議員、鈴木高行議員、小野一雄議員、高野孝一議員、熊田芳子議員、鞠子幸則議員、島田金一議員、以上の7名を議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議長（安細隆之君） この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、議会事務局事務室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせします。休憩。

午後 1時40分 休憩

午後 1時48分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に鞠子幸則議員、同じく副委員長に高野孝一議員、以上のとおり選任されました。

日程第10 亶理町議会広報調査特別委員会委員の選任

議長（安細隆之君） 日程第10、亶理町議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

亶理町議会広報調査特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、鈴木洋子議員、高野孝一議員、鈴木高行議員、鈴木邦昭議員、渡邊健一議員、四宮規彦議員、以上6名を亶理町議会広報調査特別委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に、亶理町議会広報調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、議会事務局事務室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後 1時51分 休憩

午後 1時59分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、亶理町議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、ご報告をいたします。

亶理町議会広報調査特別委員会委員長に渡邊健一議員、同じく副委員長に鈴木邦

昭議員、以上のとおり選任されました。

日程第 1 1 常磐自動車道建設促進特別委員会の設置について

議長（安細隆之君） 日程第11、常磐自動車道建設促進特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

常磐自動車道建設促進について、前任期に引き続き委員 6 名をもって構成する常磐自動車道建設促進特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、常磐自動車道建設促進については、6 名の委員をもって構成する常磐自動車道建設促進特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました常磐自動車道建設促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、安藤美重子議員、渡邊健一議員、高野進議員、熊澤勇議員、島田金一議員、佐藤実議員、以上の 6 名を委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり常磐自動車道建設促進特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に、常磐自動車道建設促進特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、議会事務局事務室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後 2 時 0 2 分 休憩

午後 2 時 0 9 分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、常磐自動車道建設促進特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長に島田金一議員、同じく副委員長に高野進議員、以上のとおり選任されました。

日程第12 企業誘致支援特別委員会の設置について

日程第13 大震災復興支援特別委員会の設置について

議長（安細隆之君） 日程第12、企業誘致支援特別委員会の設置について、及び日程第13、大震災復興支援特別委員会の設置についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

お諮りします。

企業誘致に関する支援調査、及び災害復旧・復興支援に関する調査について、それぞれ前任期に引き続き、議長を除く委員17名をもって構成する企業誘致支援特別委員会、並びに大震災復興支援特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、企業誘致に関する支援調査、及び災害復旧・復興支援に関する調査については、それぞれ議長を除く委員17名をもって構成する企業誘致支援特別委員会、並びに大震災復興支援特別委員会を設置し、これに付託の上調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に、企業誘致支援特別委員会及び大震災復興支援特別委員会を開催し、それぞれ委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、それぞれ総務課北選挙用プレハブ東側においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後 2時12分 休憩

午後 2時28分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、企業誘致支援特別委員会及び大震災復興支援特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

初めに、企業誘致支援特別委員会委員長に鈴木高行議員、同じく副委員長に高野進議員、次に大震災復興支援特別委員会委員長に島田金一議員、同じく副委員長に小野一雄議員、以上のおり選任されました。

以上で、一括議題に係る審議は終了いたしました。

日程第14 互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙

議長（安細隆之君） 日程第14、互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

本会議場を閉鎖します。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（安細隆之君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番 熊田芳子議員、及び4番 小野一雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（安細隆之君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記 投票箱点検〕

議長（安細隆之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（安細隆之君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

3番 熊田芳子議員、及び4番 小野一雄議員、開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（安細隆之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 18票、無効投票 ゼロ票です。有効投票のうち鈴木高行議員 5票、佐藤アヤ議員 5票、佐藤正司議員 4票、島田金一議員 2票、小野一雄議員 1票、熊澤 勇議員 1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、鈴木高行議員、佐藤アヤ議員、佐藤正司議員、島田金一議員が互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（安細隆之君） ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました鈴木高行議員、佐藤アヤ議員、佐藤正司議員、島田金一議員が本会議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第15 互理地区行政事務組合議会議員の選挙

議長（安細隆之君） 日程第15、互理地区行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

本会議場を閉鎖します。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（安細隆之君） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番 百井いと子議員、及び12番 高野 進議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（安細隆之君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記 投票箱点検〕

議長（安細隆之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（安細隆之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

7番 百井いと子議員、及び12番 高野 進議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（安細隆之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 18票、無効投票 ゼロ票です。有効投票のうち、高野孝一議員 5票、渡邊健一議員 5票、熊澤 勇議員 4票、小野一雄議員 3票、高野 進議員 1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、高野孝一議員、渡邊健一議員、熊澤 勇議員、小野一雄議員が互理地区行政事務組合議会議員に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（安細隆之君） ただいま亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました高野孝一議員、渡邊健一議員、熊澤 勇議員、小野一雄議員が本会議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第16 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（安細隆之君） 日程第16、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

選挙は投票で行います。

本会議場を閉鎖します。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（安細隆之君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番 鈴木高行議員、及び11番 四宮規彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（安細隆之君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記 投票箱点検〕

議長（安細隆之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（安細隆之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番 鈴木高行議員、及び11番 四宮規彦議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（安細隆之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 16票、無効投票 2票です。有効投票のうち鞠子幸則議員 12票、四宮規彦議員 2票、小野一雄議員 1票、安藤美重子議員 1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、鞠子幸則議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（安細隆之君） ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました鞠子幸則議員が本会議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時15分。

午後 3時05分 休憩

午後 3時14分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第17、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第1回互理町議会臨時会を開催するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この、町長提案理由書でございます。よろしいですか。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案3件及び報告3件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第54号につきましては、今回の町議会議員の改選により、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから監査委員を選任する必要が生じたので、その選任につき同意を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第55号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,257万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億480万7,000円とするものであります。

それでは、歳出予算についてご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましても、東日本大震災に関連する事業の増額補正となります。

1款議会費につきましては、東日本大震災の発生に関連し、当初4月24日予定であった町議会議員選挙が11月13日に延期したことにより、不足する議員手当72万7,000円を増額補正するものであります。

3款民生費につきましては、被災された方々が入居している仮設住宅の寒さ対策の一環として実施する事業であり、仮設住宅各世帯にこたつ布団及び電気カーペットを配付するものと、仮設住宅の各部屋に畳を設置するための委託料等として、総額9,792万円を増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、災害復旧事業を実施する互理町公共下水道事業特別会計への繰出金として、1億9,392万8,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算において仮設住宅の寒さ対策として計上した9,792万円について、その全額を災害救助費委託金として増額補正するものであります。

9款地方交付税につきましては、今回の補正の調整財源として、特別交付税1億9,465万5,000円を増額補正するものであります。

議案第56号 平成23年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ

きましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,574万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,621万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、補正予算第1号において計上した災害復旧事業費の確定に伴う事業費の精査、及び東日本大震災により被災した荒浜雨水ポンプ場等の災害復旧に要する経費の補正がその主なものであります。荒浜雨水ポンプ場につきましては、津波により被災し現在使用できない状況であります。先日国の災害査定が終了したことから、早急に復旧工事を実施するものであり、5款災害復旧費においては6月補正にて計上した委託料及び工事請負費の精査による減に加え、荒浜雨水ポンプ場災害復旧設計業務委託料等並びに荒浜雨水ポンプ場災害復旧工事等を合わせて、7億6,096万9,000円を増額補正するものであります。

続いて、歳入についてご説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金、及び2款使用料及び手数料におきましては、東日本大震災の影響から被災した荒浜地区を中心に、負担金の徴収猶予及び使用料の減額を合わせて7,759万2,000円を減額補正するものであります。

3款国庫支出金につきましては、今回の公共下水道事業の災害復旧事業等に対する公共下水道事業災害復旧事業補助金として、5億9,550万円を増額補正するものであります。

4款繰入金につきましては、歳出予算に対する歳入不足額を、一般会計繰入金として1億9,392万8,000円増額補正するものであります。

地方債の追加につきましては、災害復旧事業費の財源として災害復旧事業債4,090万円を追加するものであります。

次に、報告第7号及び報告第8号並びに報告第9号につき、ご説明を申し上げます。

まず、報告第7号及び報告第8号については、8月30日に逢隈中学校で学校教育業務中に発生した事故における関係者との損害賠償額の決定及び和解について、10月12日に専決処分したものと、9月1日に長瀬小学校で学校教育業務中に発生した事故における関係者との損害賠償額の決定及び和解について、同じく10月12日に専決処分したものであります。

報告第9号については、10月11日に亙理消防署駐車場で発生した事故における

関係者との損害賠償額の決定及び和解について、10月12日専決処分したものであり、いずれの3件とも専決事項第2項の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上提出案件についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜り提案どおり可決くださいますようお願い申し上げまして、提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） ただいま、提出議案の説明が終わりました。

日程第18 議案第54号 監査委員の選任について

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第54号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、安藤美重子議員の退場を求めます。

〔6番 安藤美重子君 退場〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第54号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

亘理町監査委員に、次の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

「記」といたしまして、住所、亘理町長瀬字河原45番地。氏名、安藤美重子。生年月日、昭和26年2月23日でございます。

監査委員につきましては、ご案内のとおり地方自治法第195条の規定により選出することとなっており、市町村においては2名の監査委員を置くことに定められております。また、同法196条において、1名は議員のうちから選任し、議会の同意を得ることとなっております。

監査委員の職務については、議員の皆様もご承知のとおり、地方自治法199条の規定によりまして、町の財務に関する執行及び町におきますところの各種の事業の経営管理について監査するほか、事務の執行についての検査権を持つ重要な職務であるわけでございます。

それでは、安藤美重子議員の経歴等について概略を申し上げたいと思います。

本籍及び住所とも、亘理町長瀬字河原45番地であります。氏名は、先ほど来申し上げている安藤美重子さん。そして生年月日は、昭和26年2月23日であります。そして、経歴につきましては記載のとおりでございますけれども、昭和46年3月に秋田短期大学商経科を卒業され、昭和51年6月から日幸電機株式会社に勤務され、その間経理課主任として出納業務あるいは会計業務等にご活躍された方であり、その豊富な経験は監査委員として最適と考えておるところでございます。また、議員といたしましては、平成15年4月の一般選挙で初当選され、今回で3期目に入ったわけでございます。その間、議会広報調査特別副委員長並びに議会活性化調査特別委員会の副委員長、そして総務常任委員長、さらには亘理地区行政事務組合議会議員の職務を歴任された方でございますので、この議案につきまして議員皆様の賛同を得ましてご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第54号監査委員の選任についての件を採択いたします。

この採決は起立により行います。

本件は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第54号 監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

議案第54号の採決が終わりましたので、安藤美重子議員に入場していただきます。

〔6番 安藤美重子君 入場〕

日程第19 議案55号 平成23年度亘理町一般会計補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第55号 平成23年度亘理町一般会計補正予算（第4

号) の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(佐藤 浄君) それでは、議案第55号 平成23年度亘理町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,257万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億480万7,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

10ページの歳出でございますが、1款議会費1項1目議会費72万7,000円の増額でございます。内容でございますが、右ページの方の説明でございますが、3節で職員手当等というふうなことで、78万9,000円の増額でございますが、内容といたしましては議員手当のうち12月に支給されます期末手当でございますが、基準日が12月1日となっております。当然ながら、12月1日に在職の議員の方に支給されるわけでございますが、そのほかに今回につきましては基準日の1カ月以内に在職されていた議員の方にも80%分が支給されるというふうなことになってございます。そういったことから、予算に不足が生じるというふうなことで、増額補正するものでございます。

3款民生費3項1目災害救助費、9,792万円の増額でございます。これにつきましても、仮設住宅におきます寒さ対策といたしまして、事業費の方では仮設住宅用のこたつ布団、それから電気カーペットを仮設住宅全戸へ配付するための費用として、1,672万円を増額補正するものでございます。

同じく委託料といたしまして、仮設住宅へ畳を設置するため、仮設住宅畳設置業務委託料といたしまして8,060万円を補正するものでございます。

また、仮設住宅へのコミュニティー支援業務委託料といたしまして60万円の増額補正でございますが、これにつきましては以前からコミュニティーの支援をしていただいておりますNPO法人の方に今後とも支援をしていただくというふうなことで、委託料として増額補正したものでございます。

8款土木費4項2目公共下水道費1億9,392万8,000円の増額でございますが、こ

れにつきましても公共下水道におきまして災害復旧事業実施に当たりまして、繰出基準により公共下水道特別会計へ亘理町公共下水道事業特別会計繰出金として1億9,392万8,000円を繰り出しするものでございます。

それでは、次に歳入についてご説明申し上げますので、前のページ8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税1項1目地方交付税、1億9,465万5,000円の増額でございます。右側の説明にございますけれども、公共下水道事業特別会計への繰出金など、今回の国の調整財源といたしまして、特別地方交付税として1億9,465万円を増額補正するものでございます。

次に、14款県支出金3項5目の民生費委託金でございますが、9,792万円の増額でございます。これも右側のページ説明にございますが、災害救助費委託金として9,792万円を増額補正するものでございますが、先ほど歳出でご説明いたしました仮設住宅の寒さ対策費として全額を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページ、3款3項1目若干説明でありましたけれども、仮設住宅用こたつ布団、電気カーペット、それと畳ですね。それで、何枚ずつ配付するんですか。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず初めに、消耗品関係の仮設住宅のこたつ用の布団、これはかけ布団と敷のセットでございますが、これについては1,100組でございます。次に、電気カーペットにつきましては2畳用ということで、これも同じく1,100世帯分でございます。次に、委託料の中の仮設住宅の畳関係でございますが、これについては工業団地の仮設住宅を除くそのほかの4カ所分で、トータル枚数が6,200枚でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 中央工業団地は除くと言いましたよね。それはどういう理由、まず1点ね。それと、仮設住宅畳設置業務委託ですけれども、これはどこに委託するんですか。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 1点の、工業団地の仮設住宅を除くという畳設置でございますが、工業団地はプレハブ協会ではなく住宅協会の提供によるものでございまして、それらの対策については十分であるということと、2部屋ある部屋は仕切りが基本的にはない状態になっておりまして、クローゼットがあるために、畳を入れることによって今回4.5センチメートルの厚さなんですけれども、通常よりも今のプレハブ関係の住宅に入れる厚さなんですけれども、クローゼットが開かなくなるということで、すき間が出ますと入居されている方がやはり効果が出ないものですから、それで住宅協会とも話をしたんですけれども、十分な床の対策をしている建物であるので畳の設置は要らないということで、これも過日説明会を仮設住宅にまいりまして行った際、十分理解をしていただいて「それで結構です」ということで、仮設住宅の工業団地については了解をいただいたところでございます。

2点目の質問の畳の設置業務でございますが、今回は亙理町の畳の組合の方に委託をさせていただき予定で、今準備を進めております。組合には、今現在4者入っております。東畳店、太田畳店、山本畳店、戸引畳店ということで、地元には6者おりますので、一人組合に参加するような形で組合長さんの方にお話しして、逢隈の佐藤畳店は今後一緒に組合に混ざって業務をやるという話をいただいております。そのほかに亙理町の蓬田畳店にも声をかけたそうでございますが、何か事情がございまして廃業する予定になっているということでございますので、基本的には今後調整をして、組合には委託しますけれども、町内の業者5者というふうな状況になるんじゃないかということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅の寒さ対策の関連で、今玄関に風よけの風除室をつくっていますね。それで、その関係で自分で前に風除室をつくった方については、領収書を持っていけば現金で返すんですか、返さないんですか。それだけ。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 仮設住宅の冬場対策については、説明会が本日と来週の最終の29日、宮前で終わる予定になっております。それで、今の質問でございますが、風除室を自分でつくった方については、町では助成をしないというふうな説明をし

ております。仮設住宅を出る場合には自分の財産でございますから、お持ちいただきたいというふうなことで理解をいただいているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかございませんか。高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 5点質問します。

まず初めに畳関係ですけれども、5者に発注して約6,200万円、1件あたり1,200ですか、大変な数と時間がかかると思うんですけれども、寒さは待ってくれません。それで、発注して設置が終わる時期はどの辺と考えているのかが一つ。

あと二つ目は、寒さ対策に対する支援、ほかにあると思います。先ほど言った風除室、そのほかにも断熱材とかありますけれども、その辺の詳しい内容と、いつから工事が始まっていつまでに終わるのかというふうなものが二つ目。

あと三つ目が、本来であれば互理町の仮設は灯油を焚かない暖房という形で、電気のストーブ、電気毛布を配付しておりますが、テレビを見ると仙北の方でファンヒーターというんですか、灯油を使ったやつを配付しております。その辺を見た仮設の入居の方たちの考え方として、トラブルとか苦情とかがあるのかどうか。

次が、現在の仮設住宅の空き部屋の数。

最後に、これはあくまでも仮設住宅への支援ですけれども、民間アパート3社契約だったか4社契約だったかと思うんですけれども、その民間アパートに入っている被災者の寒さ対策があるのかどうか、お聞きいたします。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、1点目からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の畳を組合に発注した場合の終了時期はどのくらいになるかという予定でございますが、きょう議会の方で議決いただきましたら早速準備体制に入りまして、畳組合と契約等の手続に入らせていただきたい。それで、今組合の方をお願いしているのは、数が膨大なものですから、できるだけスピーディーに何とか調整していただきたいということで、ちょっと事前にお話しをさせていただいた経緯もございます。それで、今のところ時期的にいうと大変厳しくて、正直のところ6,200枚を今のところどういうふうな経路で、自分たちでつくるのか、それともある程度加工されているものを買うか、そこら辺のところの具体的な提案

はまだされておられませんので、それらを十分整理させていただいて、できるだけ早い時期に修繕をするようお願いしたいということで、町の方でも努力させていただきたいと考えております。

あと2点目でございますが、支援関係の詳しい工事関係と内容ということでございますが、今回いろいろな形で宮城県が実施するもの、そして町が実施するもの、町が支援物資として配付するものというふうな形になるかと思っております。そうということで、まず宮城県が実施するものについてご説明申し上げます。

初めに外壁の断熱材、10センチメートルの厚さのグラスウールを、今現在の壁に追加工事ということで補強工事をするのが1点でございます。その際に、この断熱材を入れた外壁のところの窓を二重サッシ化をするということで、窓サッシの枠をつくって同時に施工する予定になっております。

3点目が玄関先への風除室の整備でございます。今回は風除室をそれぞれの仮設住宅に、現在の60センチメートル弱ちょっとぐらいの長さから、27センチメートル5ミリメートルですか、そのくらいをちょっと足して、引き戸をつけるという形で、両開きの引き戸をつくってそこにサッシをまたつけるという内容でございます。これが、3点目でございます。

4点目は、室内のトイレに暖房便座を設置するという4点については、工期は12月28日まで完了予定ということでございまして、現在本町で工事が始まっているのは館南の仮設住宅、大分進んでおります。あと、次に進んでいるのか旧館でございます。あと、工業団地については、もう風除室が終わっている状況でございます。あと、公共ゾーンは数が多いものですから、今説明会をきょうで終わって、11月26日から12月の28日までの間に完了予定という形でございます。県の工事については、すべて12月の末までに完了予定ということでやっております。

そのほかに、県の方ではこの一段落が終わった段階の次の段階として、排水対策と駐車場の舗装工事を実施する予定になっております。これは、1月から3月までの間に実施するという内容でございます。特に排水対策については、大雨が降った場合の排水が非常に悪いということでございますので、今回はその排水対策とあわせて雨どいがないとひさしのところに洗濯物を干して雨がだらだら落ちるとかそういう問題もありますので、排水対策と一緒に雨どいの工事も県が実施するという内容でございます。

その次に、亘理町が実施するものということで、今回の畳の設置工事でございます。基本的には、物がそろって始まるようになりまして、11月下旬にはちょっと無理かと思えますけれども、12月から最終の終了は3月31日までを予定しております。そのほかに、エアコンの設置工事を予定しております。仮設住宅にもう1台追加したいという希望者の方々に、エアコンを設置したいということで考えております。これについては12月の定例議会で補正予算を上程する予定になっておりますので、これについては恐らく12月末に入れるかどうかわかりませんが、工期は3月31日を予定しております。

そのほかに配付の支給物資でございますが、電気ストーブにつきましてでございますが、ちょっと質問の内容と重複するわけですが、町の方では今回は石油ストーブの使用禁止を早々と仮設住宅にお知らせをさせていただきました。そういうことから、電気ストーブを各仮設住宅1台ずつ配付を進めております。これは町で用意する予定が、支援物資として支援を1,100個分いただきましたので、既に入っております。そのほかに、本日議会で議決いただきますとこたつ布団のセット、あとそのほかに電気カーペットを支給する予定になっております。

あと、県の方で支給物資ということで、トイレの暖房便座設置の際に各仮設住宅1戸ごとに消火器を全部配付するという作業になっているところでございます。

3点目は、灯油関係の使用禁止ということで苦情があるのかというご質問ですが、今のところ説明会を毎日のように7時からやっておりますけれども、仮設住宅をこまめに集会所ごとにやらせていただいておりますけれども、確かにもう既に冬場対策のためにファンヒーターを買ったというふうな住民の方の説明もありました。しかしながら、町としては長屋方式なので、火災が起きた場合に自分だけでなく隣近所の方々にご迷惑をかけるので、ぜひご協力をいただきたい。その分、できるだけ寒さ対策の方法については早くやりたいということで協力をお願いしているところでございます。

そういうことから、余り苦情はないんですけれども、今後それぞれ仮設住宅のご意見を聞くために、臨時職員を本日から集会所に今まで2名体制を3名体制にして充実を図っていきたいということで、今対応をしているところでございます。

4点目が、空き部屋の数でございますが、11月7日現在では1,126戸中1,066戸ということで、60戸に空きがございました。現在11月の中旬に追加申し込みという

ことと、やはり入居の中でベットのどうしても使用しなくちゃならないという方々がございまして30戸の入居を決定しております。そして、今現在最終的にまた調整ということと、再度入居したいという方が5件ございまして、残りの今入居していない戸数については25戸となっているところでございます。

あと、最後の民間アパートの支援関係でございまして、災害対策本部で今現在把握している中では、NPO・NGOの団体から民間の方にきょう返ってきたメールでございまして、こたつを互理町の場合に支援するような予定になっているというふうな状況でございまして。以上でございまして。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 県の発注の支援関係なんですけれども、これはどこに発注したのかというのが一つ。あと、暖房を取る方法が全部電気なんです。電気カーペット、電気ストーブ、あとエアコン。これに伴ってかなり電気料を食うと思います。そういうふうな説明をしているのかということ、あとアンペアというんですが、今何アンペアかわかりませんが、例えば30だったら50、40だったら60に上げるような対策をしないと、つけるたびにブレーカーが落ちるので、その辺どういうふうを考えているのかお願いいたします。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1点目の発注関係でございまして、県の場合にはすべてプレハブ協会の方に発注しているということでございまして、町ではその点については関与しておりません。

あと、2点目の電気料金関係の問題でございまして、例えばエアコンを設置するとか、あとは電気カーペット、電気ストーブ、そういうものを使いますと、現在は各仮設住宅1戸に対して30アンペアの容量しかございませぬ。そういうことから、電力とも協議したわけですが、今後どうしてもブレーカーの落ちる場合はアンペアの増量する場合は、各個人が東北電力に電話しますとすぐアンペアの増量をやるという形で、説明会の中では、アンペアを上げることによって電気料金の基本料金が上がりますので、やはり生活が大変だということで。できるだけうまく、同じものを一斉に全部使いますと、オール電化的な建物でございませぬから電気はかなり食うんですけれども、上手に使っていただきたいと。使わないときには切るなり何なりして効率的に、できれば本当は30アンペアでお使いい

ただくと非常に料金もかからないし、そういう協力をお願いしたいということで。どうしてもだめな方については、電力で対応するというごさいますので、そういうふうな説明をさせていただきます。以上でございます。

議長（安細隆之君） なお、会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 11ページの仮設住宅へのコミュニティー支援業務委託ですけれども、60万円。この支援業務委託料に、先ほどの説明ではNPOの方に委託する、その委託基準というのはどのような形になっているのか。NPOでなければ委託できないのか、NPOでなくても委託できるのか。それで、継続性はどこまで考えているのか。まず、一番先の委託基準があるのかないのか。そこら辺についてお願いいたします。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 仮設住宅のコミュニティー支援業務委託料でございますが、委託する団体につきましては特に基準的なものはございません。しかしながら、やはり今回の東日本大震災では、特にNPOなりNGOとかいろいろな各種の非営利活動団体の方で積極的な支援をやっているということで、本町におきましてはNPO法人であります生活習慣改善センターの方で今仮設住宅のコミュニティーづくりということで、自主組織をつくるということで今現在協力を4月のころからいただいている関係もございしますので、それらの方々に支援をいただきたいというふうな考え方を持っておりまして、これの期間についてはそんなに長い期間じゃなく、まずは第1ステップは仮設住宅の簡易な自治組織をつくるというのが大前提でございます。

第2点目については、今現在このNPO法人が宮城県内にある大学、すべての大学の支援をいただきながら、11月からはこの仮設住宅、要するに被災地に対して学生が被災地支援をすることによって単位が習得できるというような形で、積極的に大学生も今後支援の形でかかわってくるというようなことございしますので、やはり一、二年はこのようないろいろな形で仮設住宅の方々に支援の継続をしていきたいなというふうに考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今の話では、1カ所しかNPOとかの団体が亶理町に入ってきていないような話なんですけれども、将来を考えた場合このコミュニティーづくりの事業だけでなく、仮設住宅には1,000世帯以上いるので、これらの支援体制を9月の補正予算でも1億3,000万円くらいの補正を出したんですよね。そういう金もあるんだから、もっともっとうこういう支援団体を育成する意味で、こういう支援組織をもっともっとうアタックしてみて、確かにNPO取っているとか取っていないとかあるかもしれないけれども、現にNPOの資格のないところでも昼食とか夜の食事の支援をしているところもあるし、そういうものを掘り起こして町としてそういうところに支援できる可能性を、門戸を広げてやるということも必要だと思うんですね、その辺ばかりじゃなくて。

やっぱり被災者の仮設にいる方々は、食を通していろいろなコミュニティーをとっている。ほかの人が逆に語ろうっていったって。そういう場合、あくまでもNPOに限らず、NGOはまた別にしても、そういう支援する組織を町が作り上げるのも必要だし、現在既存でやっているところにもそういう助成というか、委託して出してやることも一つの考えとして持っているか持っていないか。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 私の方から総合的にお話しさせていただきますと、今回は仮設住宅の地域コミュニティーということでさせていただきましたが、やはり議員さんのおっしゃるようにこれ以外にもいろいろな分野において当然NPOなり、それらの団体の支援等々もございますので、やはりそういうもので計画されている事業もございますので、幅広く今後検討しながら対応していきたいというふうに考えています。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今幅広い考えだというけれども、やっぱりこういう支援する組織というのは、町から考えれば社会資源なのね。資源としてとらえるべき、金のかからない資源。わずかな金でそういう方々が動いてくれるんだから、そういうものを資源として大いに活用していろいろな分野で、仮設でもいいし仮設以外で活動するところもあるので、そういうものを掘り起こして、皆さん行政で活用するのが一つは大きなみんなにもわかってもらえることだし、そういうものを大いに活用してやってください。

議長（安細隆之君） いいですか。

そのほかに質問ありませんか。小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 畳の数量について6,200枚ということで、何かぴったりの数字で信じがたい数字なんです、それは別にしてひとつ余裕を持って発注してあるのか。そしてもう一つは、これはぴったりの数字なのか。あともう一つは、今後追加で要望があった場合の対応、これはどのように考えておるのか。例えば、12月の定例の補正でいくのかどうか。その辺のお答えをお願いします。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 数量的には、たまたま6,200枚というのはうたっていたわけですが、仮設住宅等に旧館、館南、宮前、公共ゾーンにそれぞれ希望調査をさせていただいて、何部屋でも大丈夫ですよということとさせていただいて、畳組合の方ではかっていた枚数がこの枚数でございまして、決してぴたっといったわけではございませんので。ただ、余裕は若干あるような形というのは、またあと設置した中で不都合、例えば四畳半で不都合が出る場合もなきにしもあらずでございまして、若干の余裕は持っているところでございます。

あと2点目についての追加でございしますが、今のところ畳組合でもこの数をどのくらいの期間で、例えば発注した場合受けることができるかということと、あと最終的に議員さんもおわかりのとおり、四畳半と例えば四畳半2部屋とかというふうな部屋に今かなりの物が入っているわけですね。畳を入れるということは、すべてそれをどかさなくちゃならない。基本的に言うと、今は説明している中では全部外に1回出させていただきたいということで、それはクロネコヤマトの方の支援をいただくということで、今クロネコヤマトの方から支援したいという希望がございましてやるわけですけれども、そういう意味から今後またどうしてもそういうふうな希望が出れば、柔軟には対応していきたいというふうに考えております。以上でございまして。

議長（安細隆之君） そのほかにありませんか。佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私の方から、2点お聞きします。

県の方から消火器が配付されるということなんですけれども、そこで消火器の使い方等をきちっと防災訓練が私は必要かと思っておりますけれども、その対策についてということ。

あともう一つ、風除室なんですけれども、中央工業団地の方の風除室の説明が最初の説明と違って、何か本当に風除室が下だけの囲いだけになったというような状況で、今そういう状況の説明が前と変わった今回風除室になったというような状況ですけれども、一番最初の説明とどうして違うようになったのか、その辺についてお伺いいたします。中央工業団地の仮設についてです。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の防災訓練の対策でございますが、そういうことからそれぞれの仮設住宅の一つの団地に、集会所ごとに自治組織を早急につくりたいということで、12月初めにその体制をつくったら最低限の必要な対策ということで、そういうふうな消火器を各家庭に配付されても使い方がわからないとか、いろいろな問題がありますと大変ですし、あとやはりお互いに予防活動が非常に大事なものですから、ぜひ年末年始になるかと思えますけれども、忙しい中仮設住宅のご協力をいただきながら、住民の方のご協力をいただきながら、ぜひ実施に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えています。

あと、第2点目の風除室関係の工業団地については、ちょっと説明会の内容と違うということなんですけれども、私先ほど議会の休憩中に担当の職員から説明を受けた中では、工業団地は一応終わりましたということで、ちょっとその仕様内容が説明会と違うという状況はちょっと確認というか……。

じゃあまだ終わっていないくて、基本的には工業団地の場合形をつくって、はめている状態じゃないかと思うんで、そこから引き戸とかいろいろなものが入ってくるんで、もうちょっと観察して、終了してからでないちょっと私もわからないんじゃないかと思うので、そこら辺ちょっとまた調査しますので、その点でよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私も、さっき対策本部の方に行ってそのことは確かめてまいりました。そうしたら、一番最初の説明とやっぱり違っているという、そういう風除室の取り扱いをしておりましたので、ぜひきちっと風除室ならば風が入らないように対応していただきたいと思ひます。スロープの部分でも、さっき確かめてきましたけれどもそのような状況、前の説明と変わっているという、そういう話を聞いてきましたので、ぜひきちっとした風除室の対策を県の方にも要望していただ

きたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回の風除室ですね、スロープのついている風除室については扉がつかない内容・仕様になっておりますので、全部調査させていただいてしっかりとした対応をさせていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） そのほかに。百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 仮設住宅の臨時職員の基本的な仕事というのは、どんなことなんでしょう。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在、集会所の臨時職員の業務内容でございますが、まず集会所利用の申込書の受理をしていただいて、本部と使用状況の予定の確認、調整をするという作業でございます。そのほかに、今後集会所で支援物資等の配付に関しては集会所で引きかえをするような形を今後とっていくということでございますので、そういうふうな支援ですね。あとそのほかに、仮設住宅の入居者のいろいろな諸届出の代理受理が可能なものについて便宜を図っていくと。そのほかに、生活相談関係ございましたらお話しを聞いて、役場の方に流していただく。そのほかに、仮設住宅内部の不具合対応ということで、入居されている方からお話しがあった場合は町の対策本部の方に連絡していただくというふうな内容でございます。

あと、朝の打ち合わせということで、平日については8時15分まで役場の災害対策本部に来ていただきまして、朝の朝礼を行って連絡事項の伝達、あと集会所の予定等を毎日行っているところでございます。帰りは、あといろいろな相談関係で役場の方に受理関係とか、あと問題があったかないかの最終的な報告を夕方5時以降にいただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 2人を3人にしたという理由は何でしょう、仕事が忙し過ぎるからでしょうか。

議長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 2人体制を3人にしたというのは、より仮設住宅でいろいろと相談したい場合、どうしても臨時職員の場合は土日を休みを取らせなくてはなら

い。それで、今は土日の休みを平日の交替制という形で、仮設住宅の集会所が1人になることが結構多いということをごさいますて、それを少しでも1人にならないような形でサービスが充実できるようにということで、今回1名を増員させていただいたということをごさいます。以上をごさいます。

議 長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 私は、二、三回集会所にボランティアとして行きましたけれども、そこの臨時職員の方から「部外者は入らないでください」と、きっちり言われたんです。それで、「私、県のボランティアコーディネーターの資格がありますので、ボランティアをさせてください」と申し上げましたが、「部外者ですから、立ち入らないでください」とまた言われたんですね。そういう規定はあるんでしょうか。

議 長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 仮設住宅に入居している方は、集会所に行ったり使うことについてはこれは問題ないと思うんですけども、部外者の場合には一応申請なり何なり申し出ていただかないと、そういうことはあると思います。以上をごさいます。

議 長（安細隆之君） そのほかに質問はありませんか。鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほどの畳設置工事、寒さ対策ということでやるということで、12月より3月31日最終ということなんですが、実際には寒さ対策であれば1月2月前には終了という形になるんじゃないかと思うんですけども。これは数千の畳をつくるわけですからそれは時間はかかると思いますけれども、またこれは亘理町活性化のためには亘理町のお店を使うという、これはわかるんですけども、やはりもう少し早めにやるには県外の方にお問い合わせするとか、そういうことはできないんでしょうか。

議 長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） できるだけ寒さが終わらないうちに完了するように、努力させていただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 大体いつころ、予定としては。これは、我々が仮設住宅を回っていますと、やはりそれを言われるんです。座っていますと、はっきり言って健康な

人でも痔疾になりますよ。もうそれだけ底冷えするんですね。今のはちょっと冗談のように話していますが、今座布団を敷いていますからいいとは思いますが、あれは本当に底冷えするという形でありますので、皆さんも行ってわかると思いますけれども、もう少しこのところ早くできないものかなと、私は思っておりました。

議 長（安細隆之君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） きょう議決いただきましたら、早速組合の方に向けさせていただいて、できるだけ早くやらせていただきたいと思います。もう、サイズのことはかっておりますので、要は物が入るかということで、やはり今回は震災を受けている畳業者もおりますので、ぜひ町外ということでなく地元の畳組合の育成のためにも町内でやらせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（安細隆之君） そのほか質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案56号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（安細隆之君） 日程第20、議案第56号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 議案第56号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億5,574万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,621万5,000円とする。

第2条 地方債の補正。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、13ページ、14ページをお開き願います。

1款1項2目維持管理費でございますけれども、129万6,000円の減額でございます。その内訳でございますが、14ページの説明の欄をごらんいただきたいわけでございますが、11需用費でございます。燃料光熱水費319万6,000円の減額でございます。これにつきましては、荒浜の雨水ポンプ場、当初予算で計上しておりました電気・水道料等の減額でございます。15工事請負費でございますけれども、この関係につきましては町内の全域にわたりますところの公共ますの設置の関係でございます。おおよそ七、八カ所を予定してございまして、190万円の増額というふうなことでございます。

続きまして、3款1項2目利子でございますけれども、393万2,000円の減額になります。説明の欄でございますが、23節でございますが、償還金利子及び割引料で393万2,000円の減額でございます。平成22年度債の借入利率が低くなったことに伴いましての減額でございます。

5款1項1目下水道施設災害復旧費でございます。7億6,096万9,000円の増額でございます。まず、13の委託料でございますけれども、この関係につきましては災害復旧事業費の確定に伴いますところの精査、並びに荒浜雨水ポンプ場の災害復旧のための設計の委託業務等によりますところの委託料の増額で5,659万2,000円、15の工事請負費でございますけれども荒浜雨水ポンプ場災害復旧工事等の請負費というふうなことで、7億437万7,000円の増額というふうなことでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目下水道負担金でございますけれども、2,082万5,000円の減額でございます。受益者負担金の減額でございます。この関係につきましては現年度分といたしまして、平成18年度以降22年度までの受益者負担金の部分につきまして、荒浜地区等々被災された方々を対象といたしまして猶予したための減額でございます。2款1項1目下水道使用料でございますけれども、5,676万7,000円の減額でございます。この関係につきましては、被災地区の荒浜、吉田東部地区を徴収猶予というふうなことにしてございまして、そのための減額補正で5,676万7,000円でございます。

3款2項1目災害復旧費補助金でございますが、5億9,550万円の増額でございます。公共下水道施設災害復旧費補助金でございます。この関係につきましては今般の国庫補助の対象事業費といたしまして8億3,900万円ほどに上るわけでございますけれども、それに対しますところの国庫補助というふうなことでございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、1億9,392万8,000円でございます。この関係につきましては、一般会計よりの繰入金でございます。

続きまして、5款1項1目繰越金でございますけれども、300万5,000円の増額でございます。平成22年度の決算の確定によりまして、300万5,000円の増でございます。

続きまして、7款1項3目災害復旧事業債でございますけれども、国庫補助事業分並びに単独の事業分というふうなことで、合わせまして4,090万円の事業債増額でございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきます。

第2表 地方債補正。追加でございます。起債の目的、災害復旧事業債。限度額、4,090万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議方よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。島田金一議員。

15番（島田金一君） 14ページ、下水道施設災害復旧費ということですが、委託料と工事請負費、前回から競争入札でなくて指名入札関係は説明受けましたが、この中でこの場所に決定した、ポンプ場はそのままの場所にするというふうな理由が一つ。

あともう一つは面積のうえで、田んぼ、そういうふうなものが0.5メートルから0.7メートル地盤沈下しております。キャパシティーとして限界のポンプの容量等、今回はどのくらい変化があるのか、その2点お聞きします。

議長（安細隆之君） 作間上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） まず、1点目の場所の関係でございますけれども、災害復旧で事業として実施するわけでございますので、災害査定を受けるわけでございます。その際におきましては、現状復旧というふうなことでございますので、もちろん同じ場所というふうなことで、そのようなことで復旧するというふうなことでございます。

また、あと地盤沈下の関係でございますけれども、それにつきましても吐き出し口等の絡みもでございますので、その辺につきましましては国土交通省等、そちらの方と打ち合わせもしていますし、国土交通省の方で今調査設計をしてございまして、その辺につきましましては支障のないように工事を進めてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今の説明では、国土交通省が調査中ということで、そういうポンプ関係の浄水とか、そういうものはまだ決定していないということによろしいんですか。

議長（安細隆之君） 作間上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 申しわけございません。ちょっとポンプの容量等がちょっと落ちておったようでございますけれども、ポンプの容量につきましては既存の設置の容量と変更ございません。600ミリメートルが2台、これは電動でございますけれども、あと1,000ミリメートルが1台、これはエンジンでございます。それは変更ないというふうなことで、今進めてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 前に説明あったときは、その600ミリメートル2台とあと補助的な

ポンプが必要だという形で聞いたんですが、今の現状では調査の結果600ミリメートル1本とあともう1台ということで、決定という形でよろしいのでしょうか。

議長（安細隆之君） 作間上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 600ミリメートルにつきましては、2台でございます。2台と、あと1,000ミリメートルが1台というふうなことでございます。計3台でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかございませんか。鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 私も同じところ、14ページですね。5款1項1目災害復旧費ですね。入札時期はいつになって、そして議会にはいつ議案を提案する予定ですか。

議長（安細隆之君） 作間上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 本日ご承認いただければ、早急に入札というふうなことで、12月の初旬を当初入札を考えてございます。それで、その入札結果によりまして仮の契約をいたしまして、12月の定例議会でもって契約の承認をいただきたいというふうなことのスケジュールでもって考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 23年4月25日付で、総務省自治行政局行政課長及び国土交通省総合政策局建設課長の連名で「災害復旧における入札及び契約取り扱いについて」という通知が出されておりますけれども、それについて説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 佐藤企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） その内容でございますけれども、今回の東日本大震災におきまして復旧に時間を要するというふうなことで、少しでも早く復旧するというふうなことを第一目標といたしまして、内容といたしましてはまず応急復旧など緊急の必要により競争に付することのできない事業については、随意契約にできることが可能であるというのが1点目。

それから2点目につきましては、今申し上げました以外の当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向けできるだけ早く事業に着手できるようにする必要があることから、指名競争入札または一般競争入札による場合も可能な限り手続に要する期間を短縮することが可能であるというふうな内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、透明性や公平性を配慮しつつ、災害復旧のスピードをアップするということで、指名競争入札も行っていいと。あともう一つ言われました、一般競争入札でも可能な限り手続に要する時間を短縮すると、これはどういう意味なんですか。一般競争入札したときに、可能な限り時間を短縮するというのは、どういう手続きでそういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 佐藤企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 短縮可能な方法といたしましては、見積もりの期間でございます。通常15日設けますけれども、最短で10日まで短縮が可能というふうなことで、余裕があれば15日間ぎっちり使って、それぞれ見積もりをつくっていただくということになりますけれども、今般のように早急に行いたいという場合については、最短10日まで短縮する。これにつきましては、当然参加する業者さんは全部同じ条件でございますので、それぞれに公平は保てるというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 報告第7号 専決処分の報告について

日程第22 報告第8号 専決処分の報告について

日程第23 報告第9号 専決処分の報告について

議長（安細隆之君） 日程第21、報告第7号 専決処分の報告についてから、日程第23
報告第9号 専決処分の報告についてまでの以上3件は、関連がありますので一
括議題といたします。

報告第7号から報告第9号について、当局から提案理由の説明を求めます。総務
課長

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の2ページでございます。

報告第7号 専決処分の報告について。

平成23年10月12日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法
第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

次のページの3ページをお願いします。

3ページ、専決処分書。

平成23年8月30日に、亘理町立逢隈中学校で学校教育業務中に発生した事故につ
いて、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指
定（平成16年亘理議発第10号）第2項の規定により専決処分する。

根拠でございますが、ここに書かれているとおり「損害賠償及びこれに伴う和解
に関する事」ということで、「法律上、町の義務に属する損害賠償につき1件
120万円を超えない範囲において、その額を定めること及びこれに伴う和解に関す
ること」については専決処分することができるということです。

4ページの別紙でございます。和解及び損害賠償の額について。

平成23年8月30日に、亘理町立逢隈中学校の学校教育業務中に発生した事故につ
いて、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

記

1 和解の相手方

.

2 和解の内容

(1) 亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し金10万
8,952円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる
事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

この事故の内容でございますが、ソフトボールの授業中に、逢隈中学校の東側のネットを越えてボールが民地に飛びまして、そこに駐車しておりました車のフロントガラスを破損しての賠償でございます。

次のページ、5ページをお願いしたいと思います。

続きまして、報告第8号 専決処分の報告について。

平成23年10月12日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

6ページ、専決処分書。

平成23年9月1日に、亘理町立長瀬小学校で学校教育業務中に発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分する。

次のページ、お願いいたします。別紙ということでございます。和解及び損害賠償額について。

平成23年9月1日に、亘理町立長瀬小学校の学校教育業務中に発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

記

1 和解の相手方

.

2 和解の内容

(1) 亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し金15万1,463円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

この内容につきましては、場所は吉田中学校の中でございますが、小学校の子どもが、すなわち長瀬小学校の子どもたちなんですけれども、学習発表会のための一輪車を練習中に、とまらなくなつて運転を誤つて車に衝突して、車を傷つけたという事件でございます。

次に、報告第9号 専決処分の報告について。

平成23年10月28日、損害賠償額の設定及びこれに伴う和解について、地方自治法

第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

次の9ページでございます。専決処分書。

平成23年10月11日、亘理消防署駐車場で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分する。

10ページでございますが、別紙。和解及び損害賠償額について。

平成23年10月11日に、亘理消防署駐車場で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

記

1 和解の相手方

.

2 和解の内容

(1) 亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し金2万7,552円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

この内容については、消防事務組合の事故でございますが、消防関係の広域でやっている場合は本署のある所在地の市町でこの賠償関係をやるということでございまして、要するに消防署の駐車場で除草作業中に草刈機を使用していたわけでございますが、小石が飛んで駐車していた車両の助手席のガラスを破損しての賠償でございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第7号 専決処分の報告についてから、報告第9号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題とい

たします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにいたしました。

これをもって、平成23年11月第1回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時37分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 鈴木洋子

署名議員 高野孝一